

「ふるさとものづくり支援事業」よくある質問

目次

Q1. 企業等からふるさと財団へ直接申請することはできますか。.....	1
Q2. 「新商品開発等支援補助金」と「販路開拓支援補助金」の違いは何ですか。.....	1
Q3. 2 年連続で本事業の補助金を活用することはできますか。.....	1
Q4. 補助率や補助金額はどのようにになりますか。.....	2
Q5. どのような企業等が対象になりますか。.....	2
Q6. 国や都道府県などの他の補助金と併用することはできますか。.....	2
Q7. 新商品の研究開発を外部の企業や大学などに委託することはできますか。.....	2
Q8. 機械の購入費や人件費などは補助対象になりますか。.....	2
Q9. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。.....	3
Q10. 採択後に事業内容や経費を変更することはできますか。.....	3
Q11. 予算措置はいつ行えばよいですか。.....	3
Q12. 申請数、採択数はどれくらいですか。.....	3

Q1. 企業等からふるさと財団へ直接申請することはできますか。

A1. 本事業の補助対象者は市町村であるため、企業等から当財団へ直接申請することはできません。申請をご検討の企業等は、事業を実施する地域の市町村へご相談ください。

Q2. 「新商品開発等支援補助金」と「販路開拓支援補助金」の違いは何ですか。

A2. 「新商品開発等支援補助金」は、将来的な事業化・量産化を目指す特徴ある新商品の開発事業を対象としています。一方、「販路開拓支援補助金」は、試作品は完成しているものの商品化に至っていない場合に、市場調査や販路開拓等に取り組む事業を対象としています。

Q3. 2 年連続で本事業の補助金を活用することはできますか。

A3. 可能です。1 年目に「新商品開発等支援補助金」を活用し、翌年度に「販路開拓支援補助金」を申請することができます。なお、この場合の 1 年目（新商品開発等支援補助金）の補助対象経費の上限額は 1,200 万円となります。

Q4. 補助率や補助金額はどのようになりますか。

A4. 補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内です。ただし、対象地域が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る)、離島地域、または特別豪雪地帯に該当する場合は 10 分の 7 以内となります。また、市町村が企業等に独自補助を行う場合、その補助額と同額(補助対象経費の 10 分の 1 を上限)を、当財団からの補助金に上乗せできる場合があります。
※審査の結果、実際の交付決定額が申請額と異なる場合があります。

Q5. どのような企業等が対象になりますか。

A5. 市町村が支援する企業等は、申請時点で次の要件を満たす必要があります。

- ・法人格を有していること
- ・債務超過の状況にないこと
- ・新商品を自ら研究開発し、その商品を製造または販売できること

※提出する決算書は原則として直近 3 期分が必要ですが、設立 3 年未満の場合は設立以降の決算書をご提出ください。

Q6. 国や都道府県などの他の補助金と併用することはできますか。

A6. 他の補助金の対象となっている事業は、原則として本事業の対象外となります。ただし、市町村等が総事業費と当該補助金との差額分を独自に補助する場合はこの限りではありません。

Q7. 新商品の研究開発を外部の企業や大学などに委託することはできますか。

A7. 一部の委託は可能です。ただし、「新商品開発等支援補助金」では開発の主要部分を他者へ委託する事業や、委託費の割合が極端に高い事業は対象外となります。一方、「販路開拓支援補助金」については、パッケージデザインやネーミング等の委託経費も対象となり、委託費の割合に制限はありません。

Q8. 機械の購入費や人件費などは補助対象になりますか。

A8. 研究開発等に必要な機械装置費、工具器具費、原材料費、人件費、委託費、広報費などが対象です。ただし、以下の点にご注意ください。

○機械装置:新商品完成に不可欠なものに限られ、量産化のための設備投資とみなされるものは対象外です(可能な限りリースでの対応をお願いします)。

○人件費:当該事業に従事する者に係る経費のうち、補助対象経費の 30%以内が対象です。

○対象外:自社の特許等の出願・登録手続に要する経費は対象となりません。

Q9. 申請した事業はどのような観点で選考されますか。

A9. 有識者等で構成する選考委員会において、主に次の観点から選考を行います。

○地域性:地域の資源や特性を活かしているか

○新規性:開発する商品に新規性があるか

○市場性:将来的な市場の創出・拡大が期待できるか

○実現可能性:研究・営業体制、スケジュール、ノウハウ、財務基盤等から、商品化や販路拡大の実現可能性があるか

※新技術の導入、産官学金連携、市町村独自の自振上乗せ補助、グリーン社会への寄与、デジタル技術の活用などに対する加点措置もあります。

Q10. 採択後に事業内容や経費を変更することはできますか。

A10. 採択後に、事業内容や資金収支計画の変更、事業の遅延、中止等が生じる場合は、あらかじめふるさと財団と協議した上で、事業変更申請書等を提出する必要があります。

Q11. 予算措置はいつ行えばよいですか。

A11. 当財団として時期の指定や取り決めはございません。当初予算または補正予算にて予算措置を行ってください。

Q12. 申請数、採択数はどれくらいですか。

A12. 年度により変動しますが、例年の申請数は15～20件程度、採択数は6件程度です。
なお、実際の採択数は申請金額等に応じて変動します。